

2019年4月15日

各位

公益社団法人日本フェンシング協会
理事候補者管理委員会
委員長 清水 至
委員 濱口 文歌
委員 松本 聡

理事候補者の届出について

2019年6月30日開催の定時総会終了時に任期満了となる理事について、推薦による候補者を募集いたします。理事候補者の募集については、「理事候補者の選出規程」（本書末尾に添付します。）に従って行います。理事候補者の届出期間は以下のとおりです。

記

候補者の届出期間 2019年4月15日から5月15日（同日消印有効）

候補者の資格は、「理事候補者の選出規程」のとおりです。

「理事候補者の選出規程」第5条の推薦による候補者について

候補者は、添付の届出用紙に必要事項を記入の上、当委員会宛に届出期間内に提出してください。候補者を推薦する正会員は、添付の推薦状を上記届出期間内に当委員会宛に提出してください。候補者を推薦する正会員は、候補者が所属する支部の正会員である必要はなく、他支部の正会員も推薦人となることができます。また、届出用紙と推薦状は、同時に提出する必要はありませんが、届出期間内にいずれかが提出されない場合には、当該候補者は失格となりますので注意してください。

なお、過去の候補者の届出や推薦状には記載不備のあるものがありました。今回記載不備があった場合には失格としますので、不備がないか十分ご確認の上ご提出ください。

候補者の人数が定員を超える場合には、選挙を行います。選挙が行われる場合の日程は次のとおりです。

選挙告示	2019年5月20日 翌日までに投票用紙及び返信用封筒発送
投票締切り	2019年6月 5日（必着）
候補者確定	2019年6月 9日
総会議案発送	2019年6月14日（予定）
総会選任決議	2019年6月30日

以上

理事候補者の選出規程

成立 平成 27 年 5 月 10 日

施行 平成 27 年 5 月 11 日

第 1 条（目 的）

本規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「F J E」という。）定款第 11 条第 1 項(1)に定める理事の候補者の選出について定める。本規程に従って理事の候補者となった者は、定款第 12 条第 1 項の社員総会決議により選任されて初めて理事となる。なお、本規程で使用する用語は、原則として定款の用語に従うこととする。

第 2 条（理事候補者の資格）

理事の候補者は、次のいずれかの要件に該当してはならない。

- (1) 当該理事が選任される社員総会が開催される年の 1 月 1 日現在において 22 歳未満の者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

第 3 条（理事会による理事候補者の推薦）

1. 理事会は、次の各号に従って、理事の候補者を推薦することができる。但し、当該理事会による理事の候補者の総数は 7 名以内とする。
 - (1) 学識経験者 2 名又は 3 名
 - (2) 前号以外の者 3 名から 5 名
2. 理事会は、本規程第 7 条に定める届出期間内に、前項による理事の候補者を理事候補者管理委員会に対して書面により届け出る。

第 4 条（各団体による理事候補者の推薦）

1. 日本学生フェンシング連合、高等学校体育連盟フェンシング専門部及び日本フェンシング・アスリート会議は、各団体の内部規定に従い、それぞれ 1 名の理事の候補者を推薦することができる。
2. 前項の各団体は、本規程第 7 条に定める届出期間内に、理事の候補者を理事候補者管理委員会に対して書面により届け出る。

第 5 条（その他の理事候補者の選出）

1. 正会員及び公益社団法人日本フェンシング協会登録規程に従って個人登録をした者（以下「個人登録者」という。）は、本規程第 3 条及び第 4 条により推薦される理事候補者との合計人数が 20 名以内となる範囲内において、理事の候補者となることができる。

2. 前項に基づく理事の候補者は、本規程第2条各号に定める要件のほか次の要件を満たしていなければならない。
 - (1) 正会員1名以上の推薦を得ていること（なお、1人の正会員が推薦できる候補者は3名までとする。）
 - (2) 本規程第7条の届出期間満了日までに、正会員又は個人登録者としての登録を完了していること
3. 理事の候補者となる正会員及び個人登録者は、本規程第7条に定める届出期間内に、理事候補者管理委員会に対して書面により立候補を届け出る。
4. 前項の立候補者数が、本条第1項に定める人数を超える場合、本規程第8条以下に定める選挙により本条に基づく理事の候補者を定める。

第6条（理事候補者管理委員会）

1. 理事の候補者及び前条第4項に基づく理事の候補者の選挙に関する諸々の事項を管理するために理事候補者管理委員会を設置する。
2. 理事候補者管理委員会を構成する委員は3名とし、FJ Eの会長が理事会の決議を経て定める。
3. 理事候補者管理委員会は互選により、委員長を定める。

第7条（届出期間及びその告知日）

理事候補者管理委員会は、理事会、日本学生フェンシング連合、全国高等学校体育連盟フェンシング専門部、日本フェンシング・アスリート会議、正会員及び個人登録会員に対して、当該理事が選任される社員総会の1ヶ月前までに理事の候補者の届出期間を書面により告知する。

第8条（本規程第5条第4項に基づく選挙）

1. 本規程第5条第4項に基づく選挙を行う場合、理事候補者管理委員会は、前条の届出期間満了日から3日以内に、当該団体及び立候補者並びに社員全員に対し、選挙の実施を書面により告知する。
2. 前項の選挙は、当該理事が選任される社員総会の招集通知発送の2日前までに、社員全員による無記名投票により行われる。
3. 投票の結果、投票数が同数となった候補者については、抽選の方法により優劣を決する。
4. その他の投票及び選出方法については、理事候補者管理委員会が定める。

第9条（附則）

この規程は2015年5月10日に制定され、翌日より適用される。

この規程の改廃は、FJ Eの理事会の決議により行う。